

○河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱

平成23年3月31日

要綱第19号

改正 平成25年3月29日要綱第21号

平成29年3月31日要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、河内長野市補助金交付規則（平成14年河内長野市規則第18号）に定めるもののほか、河内長野市地域まちづくり支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、地域まちづくり活動を効果的に推進するため、その地域の特性や実情に合わせて、自治会・町内会、各種地域団体、NPO法人、ボランティア団体、事業者及び地域住民等（以下「住民等」という。）の様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組む「地域まちづくり協議会」の運営、活動等に対し、補助金を交付することにより、市民による地域の活性化を支援し、もって市民相互の協働による自律性の高いまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「地域まちづくり協議会」とは、次に掲げる全ての要件に該当する団体をいう。

- (1) 地域課題を自ら解決することを目的とした団体であること。
- (2) おおむね市内の小中学校区を1つの単位として設立された団体であ

ること。

(3) 地域の将来像を考え、地域課題に計画的に取り組み、地域のまちづくりを進めていく団体であること。

(4) 地域の総意により設立・運営されたものとして、次に掲げる全ての要件に該当する団体であること。

ア 住民等の自由な参画の機会が保障されていること。

イ 団体の運営及び活動についての情報発信・公開の取組みがなされていること。

ウ 地域を取り巻く様々な住民等により構成されていること。

(5) 役員を選出等が民主的な方法で行われていること。

(6) 事業計画、予算作成及び執行並びに会計処理の透明性が図られていること。

(7) 設立目的、団体名称、事務所の所在地、構成員資格、組織体制、役員選出方法、団体の運営手続その他団体の活動及び運営に関する重要事項を文書化した規約等を定め、住民等に公開していること。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）

は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 前条各号に掲げる地域まちづくり協議会の全ての要件に該当するものとして市長が地域まちづくり協議会として認定した団体

(2) おおむね市内の小中学校区を1つの単位として、地域まちづくり協議会を設立するために地域の総意により設置された団体で、市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

(1) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定により処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体の運営管理に係る事業及び補助対象団体が行う地域まちづくり活動に係る事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

(1) 政治活動、宗教活動及び営利活動として行う事業

(2) 市が実施する他の制度（河内長野市市民公益活動支援補助金交付要綱（平成28年河内長野市要綱第38号）の規定に基づく河内長野市市民公益活動支援補助金制度を除く。）による補助の対象となる事業

(3) 河内長野市市民公益活動支援補助金交付要綱の規定により河内長野市市民公益活動支援補助金の交付決定を受けた事業

(4) 国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の補助又は委託事業

(5) その他市長が補助金交付の目的から適当でないと認めた事業

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

- 2 補助金の額は、補助事業に要する経費のうち、別表に定める補助対象経費に、同表に定める補助率を乗じて得た額と事業に要する経費から当該事業に係る収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額とし、毎年度予算の範囲内で1団体につき40万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付申請書(様式第1号)に別に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは河内長野市地域まちづくり支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付の決定を、補助金の交付が適当でないと認めたときは河内長野市地域まちづくり支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により不交付の決定を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象団体(以下「交付決定団体」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付請求書(様式

第4号)の提出により市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(変更等の承認)

第10条 交付決定団体は、補助金の交付の決定を受けた補助事業（以下「交付決定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ河内長野市地域まちづくり事業計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 交付決定団体は、交付決定事業を廃止しようとするときは、河内長野市地域まちづくり事業廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(事業間調整等)

第11条 交付決定団体は、同一年度において交付決定事業の間で事業に要する経費を調整することができる。

(報告)

第12条 交付決定団体は、交付決定事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があったときは、速やかに河内長野市地域まちづくり事業状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定団体は、全ての交付決定事業が完了したときは、市長が定める日までに、河内長野市地域まちづくり支援補助金実績報告書（様式第8号）に別に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、河内長野市地域まちづくり支援補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定団体にこの旨を通知するものとする。

2 市長は、第9条第2項の規定により交付した補助金の額が前項の規定により確定した額を超えているときは、交付決定団体に対し、その差額を市長が定める日までに返還させるものとする。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、第10条第2項の規定による交付決定事業の廃止の申請があったとき及び次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容を変更することができる。

- (1) 交付決定団体が補助金を交付決定事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付決定団体の代表者等が法令に違反する等、補助金を交付することが適当でないと市長が判断したとき。
- (3) 第10条第1項による河内長野市地域まちづくり事業計画変更承認申請書の提出を受け、承認するとき。
- (4) その他この要綱の規定に反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、交付決定団体に対し、当該補助金を市長が定める日までに返還させるものとする。

(交付決定事業の経理)

第16条 交付決定団体は、交付決定事業の経理について交付決定事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておかなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(河内長野市市民公益活動支援補助金交付要綱の一部改正)

2 河内長野市市民公益活動支援補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「他の制度」の次に「(河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱(平成23年河内長野市要綱第19号)の規定に基づく河内長野市地域まちづくり支援補助金制度を除く。)」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱の規定により河内長野市地域まちづくり支援補助金の交付決定を受けた事業

附 則 (平成25年3月29日要綱第21号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日要綱第15号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 補助対象経費 | 補助金の限度額 | 補助率 |
|--------------------------|------------------|-------------------|
| (1) 人件費（アルバイト賃金等） | 事業に要した費用 | 補助対象経費の 10分の10 |
| (2) 報償費（講師謝礼等） | 又は40万円（既に | |
| (3) 旅費（研修参加等の交通費） | 同一年度において | |
| (4) 需用費（消耗品費、光熱水費、食料費等） | 補助金の交付の決定を受けていると | |
| (5) 役務費（郵便料、通信費等） | きは、40万円から | |
| (6) 委託料 | 当該交付決定額を | |
| (7) 使用料及び賃借料（会場費等） | 減じた額）のいずれ | |
| (8) 原材料費 | か低い方の額 | |
| (9) 備品購入費 | | |
| (10) その他の経費（市長が適当と認めるもの） | | |

※需用費の内、食料費は、会議、打合せ、事業等に必要と認められるものに限り補助の対象とし、会食を目的とする飲食代は除く。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

河内長野市地域まちづくり支援補助金交付申請書

（宛先）河内長野市長

（申請団体）
所在地
団体名
代表者の氏名 印

年度において、下記のとおり河内長野市地域まちづくり支援補助金の交付を受けたいので、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付の申請に当たり、下記の確認事項を確認しました。

記

| | |
|----------|--|
| 申請事業の総額 | 金 円 |
| 補助金交付申請額 | 金 円 |
| 既決交付決定額 | 金 円 |
| 申請事業の内容 | 事業計画書（別紙1）、収支予算書（別紙2-1、2-2、2-3） のとおり |
| 添付書類 | ・事業計画書（別紙1） ・収支予算書（別紙2-1、2-2、2-3） ・備品購入に係る見積書等 ・その他市長が必要と認める書類 () |

【確認事項】

- (1) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、補助金の交付を認めません。また、申請後にこれらに該当すると認められるときは、決定を取り消す場合があります。
- (2) 河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書・添付書類に記載されている情報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場合があります。

1 団体の運営管理

| | |
|----|--|
| 内容 | |
|----|--|

2 実施事業

| | |
|--------|--|
| 事業名称① | |
| 事業の目的 | |
| 事業の内容 | |
| 今年度の目標 | |

| | |
|--------|--|
| 事業名称② | |
| 事業の目的 | |
| 事業の内容 | |
| 今年度の目標 | |

| | |
|--------|--|
| 事業名称③ | |
| 事業の目的 | |
| 事業の内容 | |
| 今年度の目標 | |

※ 1回の申請に対し、4つ以上の実施事業がある場合は、「事業名称」「事業の目的」「事業の内容」「今年度の目標」の項目を適宜追加してください。

別紙 2 - 1

収支予算書（全体総括）

1 収入の部

単位：円

| 収入費目 | 予算額 | 内訳 |
|------|-----|----|
| 補助金 | | |
| その他 | | |
| 合計 | | |

2 支出の部

単位：円

| 事業 | 予算額 | 財源 | | |
|----------|-----|---------|-----|-----|
| | | うち備品購入費 | 補助金 | その他 |
| 団体の運営管理費 | | | | |
| ① | | | | |
| ② | | | | |
| ③ | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

別紙 2 - 2

収支予算書（団体の運営管理費）

支出の部

単位：円

| 支出費目 | 予算額 | 内訳 |
|--------------|-----|----|
| (1) 人件費 | | |
| (2) 報償費 | | |
| (3) 旅費 | | |
| (4) 需用費 | | |
| (5) 役務費 | | |
| (6) 委託料 | | |
| (7) 使用料及び賃借料 | | |
| (8) 原材料費 | | |
| (9) 備品購入費 | | |
| 合計 | | |

※ 備品については、見積書、カタログ等を添付してください。

様式第2号（第8条関係）

河内長野市指令 第 号
年 月 日

申請団体

様

河内長野市長 印

河内長野市地域まちづくり支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった河内長野市地域まちづくり支援補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、通知します。

記

| | |
|-------------|-----|
| 交 付 決 定 額 | 金 円 |
| 当該年度通算交付決定額 | 金 円 |
| 交 付 条 件 | |

※ 交付決定額とは、交付申請書記載の補助金交付申請額のうち、補助金を交付することが相当であると決定したものをいいます。このため、交付決定事業の実績報告の内容等により、実際に交付される補助金の額と異なることがあります。

様式第3号（第8条関係）

河長 第 号
年 月 日

申請団体

様

河内長野市長 印

河内長野市地域まちづくり支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった河内長野市地域まちづくり支援補助金について、下記理由により不交付と決定したので、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、通知します。

記

| | |
|--------|--|
| 不交付の理由 | |
|--------|--|

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

河内長野市地域まちづくり支援補助金交付請求書

（宛先）河内長野市長

（交付決定団体）

所在地

団体名

代表者の氏名

印

河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

| | | |
|-------|------------------------------|---|
| 交付決定額 | 金 | 円 |
| 既受額 | 金 | 円 |
| 交付請求額 | 金 | 円 |
| 添付書類 | ・河内長野市地域まちづくり支援補助金交付決定通知書の写し | |

様式第5号 (第10条関係)

年 月 日

河内長野市地域まちづくり事業計画変更承認申請書

(宛先) 河内長野市長

(交付決定団体)

所在地

団体名

代表者の氏名

年度河内長野市地域まちづくり支援補助金に係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、承認を求めます。

記

| | | |
|--------|--|-------------|
| 交付決定通知 | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| 変更の理由 | | |
| 変更内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 添付書類 | 変更後の以下のもの ・事業計画書 ・収支予算書 ・見積書等 ※新たに備品購入がある場合 ・その他市長が必要と認める書類 () | |

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

河内長野市地域まちづくり事業廃止承認申請書

（宛先）河内長野市長

（交付決定団体）
所在地
団体名
代表者の氏名

年度河内長野市地域まちづくり支援補助金に係る事業を、下記のとおり廃止したいので、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により、承認を求めます。

記

| | | |
|-----------------|--------|-------------|
| 交付決定通知 | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| 廃止の理由及び廃止に至った経過 | | |

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

河内長野市地域まちづくり事業状況報告書

（宛先）河内長野市長

（交付決定団体）
所在地
団体名
代表者の氏名

年度河内長野市地域まちづくり支援補助金に係る事業計画については下記のとおりですので、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第12条の規定により、報告します。

記

| | | |
|-----------|--------|-------------|
| 交付決定通知 | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| 事業の概要 | | |
| 事業計画の実施状況 | | |

様式第8号 (第13条関係)

年 月 日

河内長野市地域まちづくり支援補助金実績報告書

(宛先) 河内長野市長

(交付決定団体)
所在地
団体名
代表者の氏名

年度河内長野市地域まちづくり支援補助金について、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

記

| | | |
|-------------|--|-------------|
| 事業費の総額 | 金 | 円 |
| 当該年度通算交付決定額 | 金 | 円 |
| 交付決定通知 | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| | 年 月 日付 | 河内長野市指令 第 号 |
| 添付書類 | ・事業報告書 (別紙1) ・収支決算書 (別紙2-1、2-2、2-3) ・備品購入内訳 (別紙3) 又は備品台帳の写し ・領収書等の原本及び写し (原本は、写しと照合後返却します。) ・その他市長が必要と認める書類 () | |
| 着手年月日 | 年 月 日 | |
| 完了年月日 | 年 月 日 | |

1 団体の運営管理

| | |
|----|--|
| 内容 | |
|----|--|

2 実施事業

| | |
|---------------------------|--|
| 事業名称① | |
| 事業の内容 | |
| 事業の成果 | |
| 次年度に向けて (改善・充実させたい点など) | |

| | |
|---------------------------|--|
| 事業名称② | |
| 事業の内容 | |
| 事業の成果 | |
| 次年度に向けて (改善・充実させたい点など) | |

| | |
|---------------------------|--|
| 事業名称③ | |
| 事業の内容 | |
| 事業の成果 | |
| 次年度に向けて (改善・充実させたい点など) | |

※ 4つ以上の実施事業がある場合は、「事業名称」「事業の内容」「事業の成果」「次年度に向けて」の項目を適宜追加してください。

別紙 2 - 1

収支決算書（全体総括）

1 収入の部

単位：円

| 収入費目 | 決算額 | 内訳 |
|------|-----|----|
| 補助金 | | |
| その他 | | |
| 合計 | | |

2 支出の部

単位：円

| 事業 | 決算額 | 財源 | | |
|---------------------|-----|---------|-----|-----|
| | | うち備品購入費 | 補助金 | その他 |
| 団体の運営管理費 | | | | |
| ① | | | | |
| ② | | | | |
| ③ | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 市返還額 | | | | |
| 次年度繰越金 (団体の自己資金) | | | | |
| 合計 | | | | |

※ 備品の購入がある場合は、備品購入内訳（別紙 3）又は同等の項目が記載された団体の備品台帳等の写しを添付してください。

収支決算書（会の運営管理費）

支出の部

単位：円

| 支出費目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 内訳 |
|--------------|-----|-----|----|----|
| (1) 人件費 | | | | |
| (2) 報償費 | | | | |
| (3) 旅費 | | | | |
| (4) 需用費 | | | | |
| (5) 役務費 | | | | |
| (6) 委託料 | | | | |
| (7) 使用料及び賃借料 | | | | |
| (8) 原材料費 | | | | |
| (9) 備品購入費 | | | | |
| 合計 | | | | |

特記事項

※ 決算額の合計が予算額の合計の 25% を超えて増減する場合は、その理由を明記してください。

備品購入内訳

| 事業名 | 備品名 | 数量 | 購入年月日 | 購入・取得金額（税込・円） | 保管（設置）場所 |
|-----|-----|----|-------|---------------|----------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※ 単価 1 万円（税込）以上の物品は備品として、必ず記載してください。また、単価が 1 万円（税込）未満のものでも、性質又は形状が変わることなく一定期間にわたり使用又は保存に耐えるものであり、団体に備品として取り扱うよう決定したものは記載してください。

様式第9号（第14条関係）

河長 第 号
年 月 日

交付決定団体

様

河内長野市長 印

河内長野市地域まちづくり支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった河内長野市地域まちづくり支援補助金について、下記のとおり確定することに決定したので、河内長野市地域まちづくり支援補助金交付要綱第14条第1項の規定により、通知します。

記

| | | |
|-------|---|---|
| 交付確定額 | 金 | 円 |
| 既交付額 | 金 | 円 |

特記事項

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 12 条関係)

様式第 8 号 (第 13 条関係)

様式第 9 号 (第 14 条関係)